

琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）の改定に向けて

1 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）について

平成27年9月28日に公布・施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、国において平成28年4月21日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が定められた。

これを受け、県は、県環境審議会や県議会での議論のほか、国や県内市町、関係府県市、住民や関係団体など多様な主体との幅広い意見交換等を踏まえ、主務大臣への法定協議を経て、平成29年3月に第1期琵琶湖保全再生計画（以下「第1期計画」という。）を策定、令和3年3月には現行の第2期計画を策定した。

(1) 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

(2) 計画の趣旨

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、県および県内市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進する。

(3) 計画改定の必要性

現行の第2期計画が令和7年度末で終了することから、計画に基づく琵琶湖保全再生施策の更なる推進に向け、第3期計画を策定する。

2 第3期計画の策定体制と必要な手続き**(1) 滋賀県琵琶湖保全再生推進本部における庁内調整**

琵琶湖保全再生推進本部において庁内調整を行うとともに、具体的な検討については、同推進本部幹事会議およびワーキンググループにおいて実施

(2) 県議会への説明・報告

県議会へ計画の策定状況等を説明・報告

(3) 滋賀県環境審議会琵琶湖保全再生部会での審議

滋賀県環境審議会に諮問し、その答申を基に策定する計画原案を作成

(4) 関係地方公共団体への意見聴取

法第3条第6項に基づき県内市町や関係府県市の意見を聴くほか、検討過程において、意見交換等を随時実施

(5) 住民、NPO、関係団体、事業者等の意見反映

法第3条第6項に基づき県民政策コメントを実施するほか、検討過程において、意見交換等を随時実施

(6) 主務大臣への協議

法第3条第6項に基づき主務大臣に協議するほか、検討過程において主務省庁と協議・調整を随時実施

※ 概要は別紙のとおり

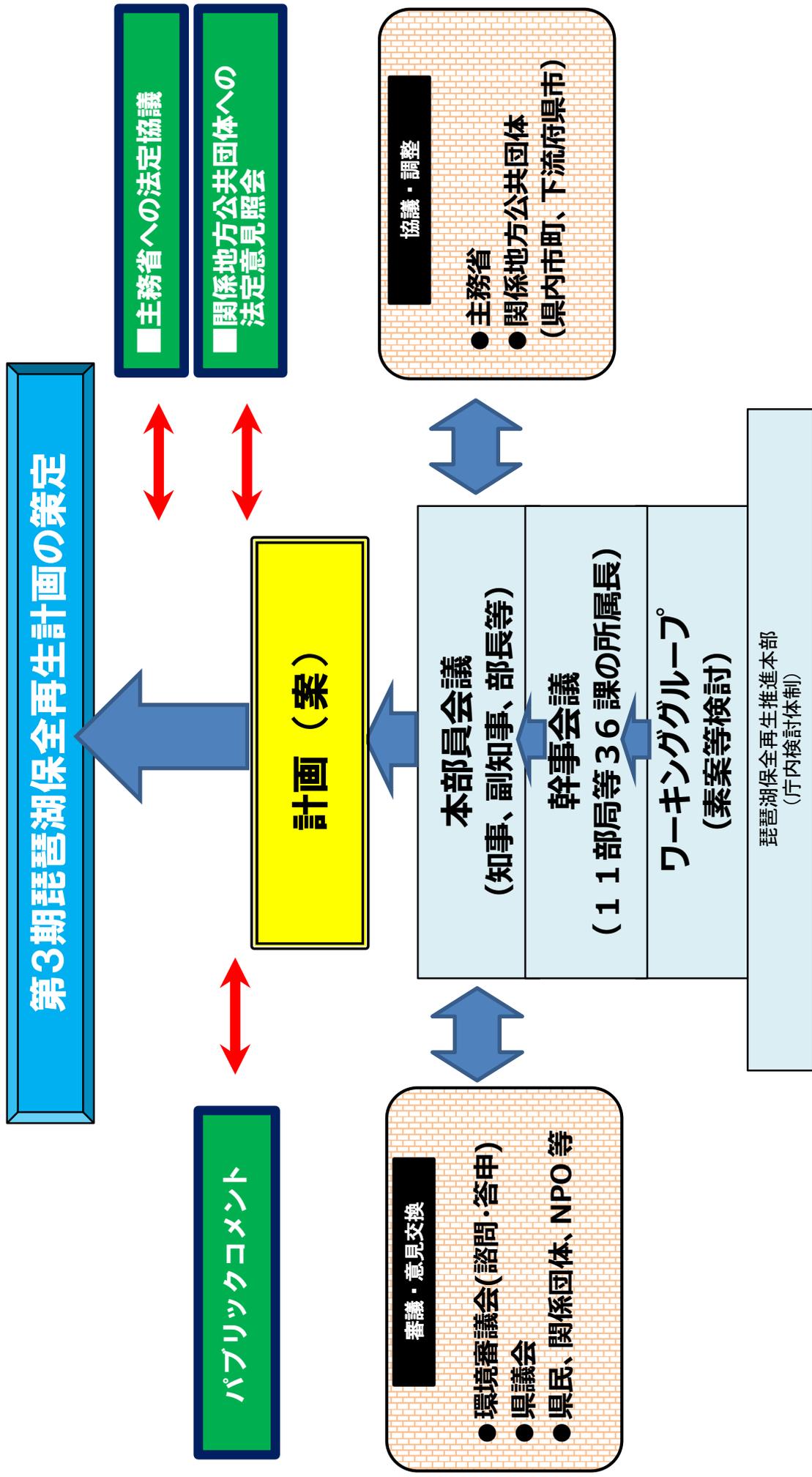
3 策定の時期

令和7年度末

4 今後のスケジュール

別紙のとおり

「第3期琵琶湖保全再生計画」の策定に向けた体制、進め方



「第3期琵琶湖保全再生計画」 策定スケジュール概要（案）

令和6年度（2024年度）

- ・ 11月～ 第2期計画の振り返りと第3期計画に盛り込むべき事項の整理
（計画に掲げる各施策の実施状況、成果、課題・今後の方向性等）
- ・ 2月～3月 第2回環境審議会琵琶湖保全再生部会
 - ① 第2期計画の振り返り
 - ② 第3期計画の論点整理、次年度のスケジュール等

令和7年度（2025年度）

- ・ 5月下旬～6月上旬 環境審議会へ諮問（第3期計画の策定について）
第1回環境審議会琵琶湖保全再生部会
 - ① 第3期計画の策定について（体制・手続き、スケジュール）
 - ② 計画（骨子案、第2期計画の振り返り結果（案））
- ・ 9月中旬～下旬 第2回環境審議会琵琶湖保全再生部会
第3期計画（素案）
- ・ 11月上旬 第3回環境審議会琵琶湖保全再生部会
第3期計画（答申案）
- ・ 11月下旬～12月上旬 環境審議会 答申
第3期計画（答申）
- ・ 12月下旬～1月上旬 県民政策コメント
関係地方公共団体への法定意見聴取（県内市町・下流府県市）
- ・ 3月 第3期計画（案）
主務大臣への法定協議 ⇒ 第3期計画決定、公表

※県民、関係団体、NPO等との意見交換は随時行う。

琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）の振り返りについて

1 趣旨

- ・「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）」の終期が令和7年度末であることから、県において第3期計画の策定を進める。
- ・第3期計画の策定を進めるにあたり第2期計画の策定後の各施策の実施状況を把握するとともに、今後の施策展開等を検討するため、第2期計画の振り返りを実施し、第3期計画の策定につなげていく必要がある。
- ・琵琶湖保全再生施策に関する計画は、法第3条の規定に基づき国の基本方針を勘案して策定することとされていることから、国が担当する法や基本方針との整合性については、随時、連携・連動して対応を行う。

2 作業方針

(1) 構成（案）

- ・裏面のとおりに、計画の項目の着色部ごとにとりまとめる。

(2) とりまとめ内容

- ・各項目では、以下の3点について、とりまとめを行う。
 - 現状：指標等の状況を掲載。
 - 取組実績：第2期計画策定後（令和3年度以降）の取組実績やその詳細（成果や事業の進捗など）を図表や画像など用いながら掲載。
 - 今後の取組の方向性：残されている課題やその解決に向けた今後の取組について掲載。

計画の項目		フオローアップとりまとめ資料の構成(案)	
(1)水質の汚濁の防止および改善に関する事項	①持続的な汚水処理システムの構築	水質の汚濁の防止および改善に関する事項(法10条関連)	
	②面源負荷対策		
(2)水源のかん養に関する事項	③流入河川・底質改善対策	水源のかん養に関する事項(法11条関連)	
	④その他の対策		
3 琵琶湖の保全および再生のための事項	①水源林の適正な保全および管理	湖辺の自然環境の保全および再生(法12条関連)	
	②森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進		
	③森林生態系の保全に向けた対策の推進		
	④農地対策		
	⑤その他の対策		
	①湖辺の自然環境の保全および再生		
	ウ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生		
	ア 外来動植物全般の対策		
	イ 外来動植物対策		
	ウ 外来動植物対策		
(3)生態系の保全および再生に関する事項	ア 水草の除去等	外来動植物による被害防止(法13条関連)	
	イ 湖岸漂着ごみ等の処理		
(4)景観の整備および保全に関する事項	ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等	カワウによる被害防止等(法14条関連)	
	ア 水草の除去等	水草の除去等(法15条関連)	
4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	イ 湖岸漂着ごみ等の処理	生物多様性の保全の推進、陸水域における生物生息環境の連続性の確保(法12条関連)	
	ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等		
	ア 水草の除去等		
	イ 湖岸漂着ごみ等の処理		
	ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等		
	⑤生物多様性の保全の推進		景観の整備および保全に関する事項(法20条関連)
	⑥陸水域における生物生息環境の連続性の確保		
	①琵琶湖を中心とした景観の整備および保全		
	②文化的景観の保存および整備		
	①環境に配慮した農業の普及		環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興(法17条関連)
イ 山村の再生と林業の成長産業化			
(5)農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項	ウ 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興	水産資源の適切な保存および管理(法16条関連)	
	ア 漁場の再生および保全		
5 琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項	イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討	観光、交通その他の産業に関する事項(法18、19条関連)	
	ウ 水産動物の種苗放流		
	エ 資源管理型漁業の推進		
	オ 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展		
	ア エコツーリズムの推進等		
	イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等		
	ウ 湖上交通の活性化		
	①多様な主体の協働と交流の推進		琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項(法9条関連)
	②住民、特定非営利活動法人等への活動支援		
	6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の実施に関する事項		②住民、特定非営利活動法人等への活動支援
②琵琶湖保全再生施策の推進体制の推進			
(1)体験型の環境学習の推進 (2)教育の振興 (3)広報・啓発の実施			